

地方自治体による偉人の顕彰

——近代の太田道灌顕彰を事例に——

Local Governments' commemorative activities for historical figures:
the case of commemorating Ōta Dōkan in the modern era

法木 航

キーワード：人物顕彰，偉人化，太田道灌，地方自治体，都市創始者

In today's society, it is common to see historical figures honored as great individuals and their legacies resourced for educational, tourism, and other purposes.

Within the fields of folklore studies and history, the act of honoring historical figures as great individuals has been a topic of longstanding discussion. These discussions have examined how the consciousness of those individuals or groups undertaking this honoring emerges, and through what processes. Most studies have focused on cases from the 18th to 20th centuries. This period likely saw the intensification of figure commemoration and the formation of the “great man” framework as modern nation-states established themselves.

This study examines the extent to which national forces influenced the commemoration of great figures in the modern era, using specific cases of individual commemoration. It focuses on the activities of local governments—an aspect that scholarship has often overlooked.

The case study examines the commemoration of Ōta Dōkan in the mod-

ern period. This figure underwent historical image formation and reception from the early to modern periods. Even in recent years, group activities aimed at commemoration, campaigns for public television drama adaptations, and the creation of new city festivals have been observed. These represent historical activities and the resourceful utilization of history, involving collaborative initiatives by groups of people from diverse backgrounds and cooperation with local governments. This study also clarifies the historical process of commemoration as a prerequisite for analyzing these contemporary dynamics.

目次

はじめに

I 研究史の整理と本稿の目的

- 1 研究史の整理
- 2 本稿の目的と分析方法

II 道灌の人物像と偉人化

- 1 史料にみる道灌の事蹟と人物像
- 2 戦前教科書における人物像の変遷と近代的価値観
- 3 明治期における道灌顕彰と近代的価値観

III 地方自治体による偉人化にみる人物像の選択

- 1 東京市の捉えた人物像
- 2 贈位にみる国家と東京府及び東京市の偉人像
- 3 東京市拡張と太田道灌公没後四百五十年祭
- 4 偉人化の背景

IV ナショナルな価値観によりローカライズされた偉人像

- 1 道灌の贈位と策命式の開催
- 2 道灌の墓所整備事業と背景
- 3 贈位を機としたゆかりの地の意識醸成

おわりに

注

参考文献

ウェブサイト

史料

はじめに

現代において、特定の地域社会や集団により歴史上の人物が偉人として顕彰され、教育・観光等の資源として活用されることは広く見られる。

これまで民俗学や歴史学では特定の人物を偉人として顕彰する行為について多様な議論が重ねられており、顕彰を担う人々の個人又は集団レベルの意識が、どのような経緯により表出しているかが検討されてきた。多くの研究で取り上げられてきたのは18世紀から20世紀にかけての事例である。これは人物顕彰が活発化していった時代であること、且つ、近代国家の成立過程において偉人という枠組みが形作られていった時代であるからだろう。

本稿は近代における偉人の顕彰において、国家のはたらきかけなどのナショナルな力がどの程度、個々の事例に影響したかを特定の人物に注目することで考える。とりわけ、先行研究では必ずしも議論の中心に位置づけられることのなかった地方自治体の動向に留意して検討する。

事例としては近代における太田道灌に関する顕彰を取り扱う。この人物については近世から近代にかけての歴史的な人物像形成と受容を経て、近年でも顕彰を目的とした団体による活動、公共放送のテレビドラマ化に向けた運動、新たな都市祭礼の創設がある等、歴史実践と歴史の資源化が行われ、多様な背景を持つ人々の集合による活動や、地方自治体との連携が見られる。本稿はそれらの今日の動態を分析する前提として、歴史的な顕彰の過程を明らかにするものでもある。

I 研究史の整理と本稿の目的

1 研究史の整理

人物を偉人化する、偉人視する行為については民俗学、歴史学の分野において、それぞれの関心により議論が重ねられてきた。その一つの傾向として、人々と社会状況との関係を単に構造論的に分析するに止まらず、記憶の動態性に注目して議論する立場がある。

及川祥平は従来の民俗学において広く行われてきた人神信仰の議論に注目し、その対象から漏れていた神的なる存在や崇拜の対象とされた人物を取り上げた。事例として大正期の武田信玄追贈と神社創建運動、大岡忠相贈位と贈位祭の過程を分析し、近代の社会状況に導かれて、ローカルな価値観とナショナルな価値観、個々のローカルな場、集団を超えたレベルで共有されている価値観が交錯することにより、様々な人物が特筆すべき偉人として立ち現れるあり方を明らかにした〔及川 2017：125-163、165-193〕。

山泰幸は社会学の集合的記憶論を援用して、国家の呼びかけにより起こった本居宣長の記念行為が地元・松坂における顕彰と遺蹟保存の契機となった事例を分析し、国家による偉人化によって人々の記憶が再編される可能性を示している。そして、繰り返される記念行為により人物とともに地域が表象されることから、「人物記念行為」とは国民国家との相対関係の中で地域アイデンティティが構築されることであり、「地域表象の卓越した行為」だとした〔山 2009：158-173、177〕。

歴史学においても地域社会や個人による顕彰がナショナルなものや公共的なものとの相関の中で展開されるあり方が分析されてきた。羽賀祥二は19世紀前期の大名・旗本による祖先の顕彰を取り上げ、歴史的人物の業績の継承が記念碑により担われ、碑文を通じて身分や階層を超えた高次における倫理的共同体が想定されたのではないかと述べ、特定の人物を通じて過去が想起されることが地域統合や秩序形成に機能したと論じている〔羽賀 1998：182-183〕。

国家の力学が強く作用したことが地域秩序に影響した事例としては、長南伸治が分析した国家的意図により発現した清河八郎への顕彰が、庄内三郡で地域的な結合と対立を見せたものや [長南 2009]、20 世紀初頭に千葉町が交通兵旅団を招聘する目的のため、千葉氏を皇統、南朝忠臣に結び付ける顕彰を行った事例がある [久保 (編) 2008 : 6-15]。

また、手島仁は群馬県の新田義貞挙兵 600 年を記念した顕彰運動を分析し、民間から派生した運動が、全国的な知名度を持つ運動に発展し、同県におけるデモクラシーから敬神・軍国主義への転換に機能したことを指摘している [手島 2006]。同時代の群馬県内の新田義貞の顕彰については、史蹟名勝天然記念物保存法施行を経ても、旧蹟保存が進まない事を有力な郷土史研究家が批判する等、民間レベルで勤王、愛郷の精神に基づく顕彰を促す動きがあったことを市田雅崇が指摘している [市田 2012 : 46-48]。

これらの事例では近代国家形成の過程においてナショナルなものと同ローカルなものの間において歴史上の人物とその事蹟を巡るあらゆる価値観が一定のベクトルの元に集合し、ローカライズされていったことが明らかにされてきた。

以上、先行研究を検討してきた。これをふまえ、次節では本論文の問題の所在を明らかにする。

2 本稿の目的と分析方法

前節で取り上げた研究は、いずれも近代国家の成立過程に焦点を当てている。それはいくつかの段階を経た上ではあるが、人物が特定の家や地域という枠組みを超えて、ナショナルな力学によって国家功労者として顕彰の対象となった時代だからであろう。

しかし、これらの研究で取り上げられた事例から気づかされるのは、同時代においてもナショナルに作用する一方的な力学では捉えられない多様な価値観があふれていたということである。

先述した及川は、贈位を経た大岡忠相の偉人像について、国家の認定したものと実際にローカルな場において人々が想起するイメージに差異が生じて

いることを指摘しており、近代の偉人崇拜を上からの浸透過程のみでは理解するべきではないと述べている [及川 2017 : 174-176、191-192]。

また、コメモレイションと国民国家成立過程におけるナショナル・メモリーに関する議論の中で、小関隆はナショナル・アイデンティに全て還元する把握のあり方を批判しており [小関 1999 : 16]、この応答として井野瀬久美恵はナショナル・メモリーによる記憶の書き換えの可能性を認めながらも、それ以外の記憶が抑圧されるものではないことを述べている [井野瀬 1999 : 190]。

これらをふまえて本稿では先行研究が捉えて来た人物の偉人化、偉人視という、近代においては極めてナショナルな力学が作用したであろう行為について、実際にどの程度の均質性があり、拘束力があつたかを検討していきたい。

それにあたり、本稿で注目するのは地方自治体という存在である。近代の地方自治体は国家の末端として政策遂行の役割を担う一面があつた。しかし法的には地方公共団体として府県・郡（後に郡に代わり市町）は、国の行政機関とは異なる組織であり、政策面の独自性を持つことになった。このことから規模や置かれた環境の違いこそあるが、ナショナルなものに依拠しながらも、それとは異なる価値観により、それぞれの地方自治体がゆかりの人物を偉人化、偉人視することで、その顕彰を政策面に活用していた可能性があるだろう。またナショナルなものに依拠する場合もどのような意図が働き政策決定がなされたのかを考える余地がある。

分析対象としては19世紀以降の太田道灌（以下、資料に拠らない場合は「道灌」と表記する）の人物像や事蹟がゆかりの地である地方自治体により利用されたことを取り上げる。

道灌については少なくとも近世後期には芸能や文学作品を通じて模範的な人物としての人物像が確立していた。それを前提に、明治時代以降、近代的な価値観により人物像が捉え直されたものと思われる。そこで、本稿では近代の史資料から地方自治体による顕彰活動を分析し、それらがどのような構造、ロジックで実施され、近代国家の中でどのような立ち位置を示すか考え

る。分析資料としては国や地方自治体による公文書、議会録、刊行物、顕彰活動に関わった個人や集団による諸記録、刊行物を主な対象とする。ただし、資料によっては保存状態の問題から制約が多く、一面的な様態しか伺うことができないため、新聞・雑誌記事や金石文で補うこととし、これらを基に同時代の事象を再現する方法を取る。

Ⅱ 道灌の人物像と偉人化

1 史料にみる道灌の事蹟と人物像

本章では道灌の中世における武将や歌人としての事蹟を確認し、それらを基底としつつ、明治時代以降に近代的な価値観の中で偉人として捉え直されたことを明らかにする。

道灌が生きた15世紀に成立した一次史料については、その事蹟を記したものは量的に少ない。道灌自身が文明12年(1480)11月に山内上杉氏の家人・高瀬民部少輔に宛てたという書状「太田道灌状」には長尾景春の合戦以降の武将としての業績が記されている。また道灌の求めにより江戸に下向した禅僧・万里集九による室町時代中期成立の漢詩文集『梅花无尽藏』巻2や「静勝軒銘詩井序」にある詩文から、道灌が江戸城内外で禅僧や歌人たちと歌合や詩会等の文化的な交流を行っていたこと、神農の本草書、軒轅(黄帝)の兵学書、歴史書、伝記書、小説、和歌の二十一代集等の書籍を蒐集していたことがわかる。これらの資料から同時代において扇谷上杉家の武将として対立勢力との抗争や調整に携わっていたことや、文化人、教養人としての一面を持っていたことが窺える。そして、後世には、これらの事蹟を基底としつつ、その時代ごとの価値観を包摂しながら道灌の人物像が形作られ、偉人として顕彰されていくことになる。

近世になると道灌の事蹟は物語化したり、築城伝承や寺院の縁起に登場したりする。

天保7年(1836)に斎藤月岑により刊行された『江戸名所図会』巻之5の「自得山静勝寺」の項目には同寺が道灌の創建とあり、その履歴が記されている。

そもそも太田左衛門太夫資長は（あるいは持資と号す。初めの名は源六郎、世に左金吾と称す。薙髪して道灌、また春苑・香月・静勝と号す。永享四年壬子相州に産まる）源三位頼政十世の孫、備中守資清入道道真の子なり。扇谷上杉修理太夫定政に属し、江戸城に住す。父とともに武毅勇烈関東に覆ふ。ゆゑに人唱んで真灌と称す。また城を築くに巧みなり。東国の城多くは道灌の指図にして、築くところなり。長禄元年武州江戸城を草創し、城中に燕処の室をいとなみ、静勝と名づく。西を含雪といひ、東を泊船と称す。和漢の書を集むること幾千巻といふをしらず。つねにここにあつて詩歌をたしむ。

（中略）

灌これより先、寛正年中上洛す。勅してむさし野の勝景を問はしむ。和歌をもつて答へ奉る。

[斎藤 1997 : 193-196]

先に確認した中世の事蹟が近世後期には物語化していることがわかる。次に紹介する山吹伝説は記されていないが、歌人として江戸城で活動を行ったこと、上洛時に天皇の勅問に和歌を用いて回答した逸話が記されている。

有名な山吹伝説は道灌が鷹狩の途中、雨具を借りるために立ち寄った家で住人の少女に山吹の枝を差し出されたが、その場で意を解することができず、後にその行為が『後拾遺和歌集』の兼明親王の古歌「七重八重花は咲けども山吹の実の一つだになきぞ悲しき」にかけていることを知る。そして無知を恥じて学びに励み、和歌の名手になったというのが資料により差異はあるものの、概ね共通する構成である。

しかし山本和明によると、この逸話に関する中世資料は見出せず、その初出は寺島良安が正徳2年（1712）に編纂した百科事典『和漢三才図絵』であることから、18世紀初頭に成立したものであると推測している [山本 2023 : 372-374]。

木村忠貞が文政3年（1820）に著した読本『太田道灌雄飛録』は道灌の一代記であり幼少時の父との問答、山吹伝説や武家歌人としての逸話、江戸城

等の築城に関する事蹟が記され、関東の争乱が編年体で編まれている。同書を分析した山本によると、その記述は先行文献や巷説に考証を加える文脈にあることから、これにより物語が事実化された可能性があるという〔山本 2023 : 381-384〕。

芸能に目を向ければ、天保4年(1833)春の新作で林家正蔵『落噺笑富林』の一編には現在も古典落語「道灌」として受け継がれる噺が収録されている。また曲亭馬琴作で文化12年(1815)に刊行された『皿皿郷談』を基にして慶応元年(1865)に「魅駒松梅桜曙微」が守田座で初演されている〔大島 2010〕。いずれも山吹伝説を基軸としており、その伝説が18世紀以降、文学、芸能に取り込まれたことで歌人、教養人であることに加え、自己研鑽への姿勢が文武兼備の模範的な人物像として広まり、近代以降の偉人化にも影響したものである。

2 戦前教科書における人物像の変遷と近代的価値観

近世にその人物像が確立された道灌だが、その逸話は近代以降の学校教育で活用されていった。本節では明治から戦前に作成された教科書¹⁾を中心に記述された人物像を確認して、その特徴を捉えたい。

管見の及ぶ限り、教科書の道灌に関する記述の初見は明治5年(1872)、南摩綱紀による歴史書『内国史略』巻之5であり、「十八年(筆者注：文明)七月上杉定政太田資長ヲ殺ス資長道灌ト称ス才文武ヲ兼子政脩リ兵整ヒ士民畏服ス嘗テ江戸河越ニ城ヲ築ク」〔南摩 1872 : 19〕と文武を兼ねた武将で江戸城、河越城を築いた人物として記されている。

そして明治7年(1874)、同じく南摩により「初学ノ幼童ヲシテ、内地ノ概略ヲ知ラシムル」〔南摩 1874 : 1〕ために出版された地誌『内地誌略』巻之1によれば、「武蔵国」の記事に以下のように記されている。

城ハ昔大田道灌始メテ築ク所、慶長以来、徳川氏覇府ヲ開キ、大政ヲ執リ、大ニ之ヲ修築シ、江戸ト称ス、明治元年王政維新、今上天皇鳳輦ヲ遷シタマヒ、改メテ東京ト称ス、皇城巍巍、五雲中ニ聳エ、三層ノ濠ヲ

環ヲシ、石ヲ以テ城壁ヲ築ク、高六七丈、一官九省百寮司、相備リ、大政萬機皆此ヨリ出ツ

[南摩 1874 : 23-24]

道灌が江戸城を築き、江戸幕府により城が修築され、やがて明治維新により天皇が移り東京となったことが記されている。江戸城が皇居として、また都市の基礎として位置付ける記述の早い時期の例である。

小学校が検定制に移行した明治 19 年 (1886) には高等小学校向けと思われる読本『女子読本』巻 5 に山吹伝説や関東での合戦時に和歌により主君に諫言した逸話が採用され [塚原 (撰) 1886 : 36-38]、武家歌人としての人物像が見られ始めた。

さらに教科書ではないが、修身科のための学習参考書といえる明治 24 年 (1891) の『通俗修身談』には「太田道灌の才智」として、道灌が幼い時、父から修身道德の道を説かれた際、父の渡した一紙に自己の見解を書き加え、屏風を例えに反論した逸話が採用されている [小池 1891 : 8]。

そして国定制移行後、明治 43 年 (1910) の国語読本『高等少学読本』巻 1 にある「第十四課太田道灌」には、これらの逸話が一部を除き結集している。そこには「古の真の武士は文武二道に心がけたり。されば戦国争乱の世にも、文雅風流のたしなみありし人少からず。太田道灌の如きも其の一人なり」とし、幼少時から壮年期の逸話は「幼時より気力盛にして人に屈せず、武道をのみ好みて、末恐ろしき少年よとうはさせられし」とされるが、「壮年の頃鷹狩に出で、雨に遇ひて、とある民家に入り、雨具を借らんとせり」とあり、山吹伝説を使い、文武を兼ねた人物への成長を示している。そして、江戸城内の文化サロン運営の逸話を「其の後武蔵国江戸の地に城を築き、城内に文庫を営み、史籍・歌集・医集・兵書等数千巻を蔵め、暇あれば書を読み、歌を詠じたりといふ」とし、近世版本にも見られた天皇との勅問に答えた逸話を「かつて將軍義政に見えんとて上京せし時、後土御門天皇勅して武蔵野の様を問はせ給ふ。道灌歌を以て対へ奉る」として用いている。また合戦時に主君に諫言したことが記され、「文武二道」を心掛けた人物像が描かれた。さ

らに江戸城築城については「道灌の築きし江戸城は、後徳川氏之を修築して、歴代將軍の居城とし、当時の松原つゞきの寒村は、いつか繁華なる江戸の都会となれり。星霜四百年、明治の大御世に宮城をこゝに定め給へるは、道灌の名誉此の上なしとやいはん」として、江戸城がその後の都市形成の端緒となり、後に宮城として定められたことはその名誉であると締め括られている〔文部省 1910：56-60〕。

以上のように教科書を通じて道灌の逸話は近代的な国民国家形成を図る学校教育で活用され、文武を兼ねた模範的な人物として再構成されるとともに、国家功労者として近代的な位置付けがなされた。国定教科書が広く高等小学校で使用されたことで、その人物像は広く共有され、偉人として一定の認知度を得たであろう。

3 明治期における道灌顕彰と近代的価値観

前節で確認したのは、道灌の江戸城築城を皇居及び都市・東京の基礎となったという国家的な功績に繋げ、偉人として記述するものだったが、これは教科書に掲載される以前にも見られた。

明治 23 年（1890）、太田道灌没後四百年を記念し顕彰碑の建設計画が立ち上がっている。これは当時の神道界向け雑誌『会通雑誌』第 143 号によると、明治 18 年（1885）に千駄木の華族・太田邸で開催された四百年忌にて、「去る十八年の四百年祭の節藩士の面々建碑の事を協議せしも種々の事情ありて心ならずも其俣になり居しが今日に至り再び建碑の説起りしといふ」といい〔会通雑誌社 1890：5-6〕、旧掛川（松尾）藩士を中心に顕彰碑建設の機運があったことを端緒とし、明治 23 年（1890）に再度、建設計画が動き出したものである。同年の『読売新聞』に 2 日間にわたり掲載された「太田道灌建碑趣意書」はその建設の理由を以下のように記す。

江戸草創者太田道灌氏建碑趣意書なるものを得たれば左に掲ぐ

今夫れ吾人が東洋無比の都会と誇り百貨輻輳の市府と称する東京の因て盛んなる基を尋ぬるに王政維新 鳳輦駐蹕の事ハ申すもいと畏し其江戸

をして終に大都府の礎を定めたる者ハ即ち徳川氏なり以是昨年八月都府の人民相奮て三百年祭を施行し永く徳川氏が甘棠の徳を紀し其恩を忘れざるを表せり是誠に人情の至誠に発したる美拳なるべし嗚呼我東京の今日ある実に 風輦駐蹕に成り徳川氏入府に起ると謂ふべし然而して其始て此地を相し此地の吾人に深き豈唯だ甘棠に頌詠し三百年に祭祀して可ならんや然るに今日に至るまで曾て此事を唱道する者なきハ安んぞ人情を得たりとせんや抑亦恩を思ひ徳を慕ふと謂ふべけんや

[読売新聞社 1890a]

東京を「吾人が東洋無比の都会と誇り百貨輻輳の市府」と記し、その基礎は天皇が皇居を移したること、徳川氏の事績によるが、そもそもこの地を選んだ人物を唱える人がいないとしている。その趣意は翌日に掲載された記事に以下のとおり続く。

按ずるに、此地は元茫漠たる原野にして世に武蔵野と称し南ハ多摩川北ハ荒川東ハ隅田川西ハ秩父甲斐が根に互りて多摩、橘樹、都筑、荏原、足立、新座、高麗、比企、入間、豊島の十郡に跨り行方も知らぬ茅原なること北条氏康が武蔵野紀行に武蔵野をかり行くにまことに行けども果あらばこそ萩、薄、女郎花の露に宿れる蟲の聲にあはれを催すばかりなり「武蔵野といづくをさして分け入らん行も帰るも果しなければ」とあるにても当時の有様を知らるべし斯る草野茫漠の地なりしを、達眼を以て千代田の地を卜し始て城郭を築きたるを誰とかするに是即ち太田備中守源持資入道々灌其人なり。(中略) 今日東洋無比の大都府を見るに至りしも全く入道々灌が地形の宜しきを見て其基を開きたること想ひ見るべきなり。(中略) 嗚呼其功德彼の如く大にして而して未だ曾て一人の之が為に其不朽を計るものなし豈慨嘆に堪ゆべけんや予輩不肖甘棠の徳を慕ひ開礎の恩を思ひ終に黙々に付する野はず敢て率先して氏が為めに建礎の義拳を謀り其功德を千歳に伝へ其浩業を不朽に遺し併て東都繁栄の因て来る所以を知らしめんとす天下有志の諸君幸に氏が功德を思ひ予輩が

微衷を憐み此義挙を賛成して応分の力を添へ与に義捐金と建碑の勞に尽力あらんことを伏て希望の至りに堪へざるなり

明治廿三年三月 東京市芝区烏森町四番地太田道灌氏建碑事務所
發起人 高谷磯次
全 中村康太郎

[読売新聞社 1890b]

道灌が「草野茫漠の地」であった地を選んで築城したことが、東京の基礎となったとしており、その功績を記念して「東都繁榮の因て来る所以」を広めるために有志²⁾で顕彰碑を建設するとある。

ただしここでは後の国定教科書にある皇居の基礎を築いた、つまりは天皇に貢献したという功績は直接的に言及されていない。

道灌の事蹟を国家的な功績に結び付けたのは、明治 30 年 (1897) 出版の伝記本である桜井一義『太田道灌』³⁾が早い時期の例である。その序論によると「斗宵の徒、猶斯く史家の筆に上るの時に際し、此一世の偉人、太田道灌の爲めに、未だ曾て一篇の伝記を草する者なきは、是豈みに史学界の一大欠点にあらずして何ぞ」[桜井 1897: 2] という桜井の問題意識から執筆されたものだが、道灌の功績を以下のように記している。

広袤五方に亘り、人口百余万を有し、加ふるに、而も世界の都邑中、未だ曾て之れ有らざる、天然の風光を存し、真に一大首府として、万国に誇るに足るのみならず、我邦の施政上軍事上、最大の要地として、優に世に重んぜらるゝ、我東京は、抑何人の之れを相せし所なる乎、又長くも、一天万乗の聖天子の在します、宮城の地は、嘗て何人の之れをトせし所なる乎。是問はすして、太田道灌其人なるを知るべし

[桜井 1897: 1-2]

桜井は東京という日本の政治・軍事上の要地であり、皇居の基礎を定めた

のは道灌の功績であると明確に述べている。さらに「且衷心窃に、期する所」として、「一は以て此一偉人を世に紹介し、以て世の誤謬を訂し、又兼ねて東京市民をして、其開拓者たる太田道灌に向つて、一片頌徳の意を表するの念を起さしめんと欲するに在るなり」とし [桜井 1897: 3]、道灌を偉人として広く世に紹介し、東京市民に頌徳の意識を生じさせたいとしている。

以上、本章では道灌に関する逸話が近世期に形成され、その文武兼備の模範的な人物像を形成したこと、近代化以降、その教訓的な逸話が学校教育で活用され、やがて全国的に共有されたことを確認した。そして明治時代以降、事蹟が国家の力学に沿って再評価され、日本の首府である東京、更に皇居の基礎を築いた偉人として顕彰される動向があったことを確認した。

Ⅲ 地方自治体による偉人化にみる人物像の選択

1 東京市の捉えた人物像

前章では、近代になり道灌が国家的功労者として偉人視されていったことを明らかにした。しかし同時代において、それとは異なる偉人像により顕彰が行われた記録がある。本章では東京市が各事業において道灌を偉人視した事例を分析し、近代において地方自治体がゆかりの人物を顕彰するにあたり、ナショナルな価値観とは異なる方向性で価値づけた理由を検討する。

東京府では市区改正に伴う道路行政の一環で、明治 44 年 (1911) に竣工となる日本橋の架橋が行われた⁴⁾。大正 5 年 (1916) 編纂の『日本橋区史』第 1 冊によれば従来の木造橋梁では耐久性に難があり、増加する交通量に対応できず「帝都の面目を全くする事能はざるが故」に、「茲に巨費を擲ちて、新たに実質・美観完備の橋梁を架ること、なれり」と新たな橋へ付け替える機運が高まったとある [東京市日本橋区役所 (編) 1916: 52-53]。そしてこの橋上装飾に太田道灌像と徳川家康像を配置する構想があった。

当時の東京市技師長・日下部辨二郎によれば「橋梁なるものは、云ふまでもなく、単に堅牢と実用とを主とするものでなく、之と同時に市の美観を添ふと云ふ事をも考へねばならぬ」ため [日下部 1911: 140]、装飾について建

築家の妻木頼黄に相談した〔日下部 1911：140-141〕。その妻木の日本橋完成後の回想には装飾について以下のようにある。

明治四〇年中、一日東京市庁の技師日下部博士と会合し、談偶々日本橋改築のことに及び、其当時東京勸業博覧会へ出陳せられたる、日本橋模型の徳川家康及太田道灌の銅像は、江戸時代を追懐し、若しくは之を紀念せんには或は可ならんも、現代の日本橋としては、末だ考案の熟せざる所ありとて、余に批評を求めらる。余の曰く、由来我国の橋梁は、堅牢実用を主として、唯纔に高欄に擬宝珠を付するの外、何等美的趣味の存するなし。之を欧米諸邦に於ける橋梁の、善尽し、美尽すものに比すれば、其の差霄壤も啻ならず。

〔妻木 1911：143-144〕

ここから東京市の土木局トップであった日下部自身も両像を日本橋の装飾にすることに迷いがあったため、妻木に意見を求めたことがわかる⁵⁾。

妻木の回想にあるとおり、当初構想された両像の原型は、明治40年(1907)に東京市が開催した東京勸業博覧会⁶⁾に出展された日本橋模型上に設置された像であった。この日本橋模型は明治42年(1909)に東京府が発行した『東京勸業博覧会事務報告』下巻によれば「初メ東京市に於テ参考品トシテ近キ将来ニ架設スヘキ日本橋模型ヲ出陳セン」として、構想の3分の1のサイズで、東京市により出展された〔東京府庁 1909：647〕。木造だが石造を模してペンキを塗り、長さ8間、幅3間で、会場内を接続する通行可能な陸橋であった〔東京府庁 1909：647〕。両方の欄干中央の台には「東京ノ古ヘニ因縁深キヲ以テナリ」を理由に道灌、家康の立像⁷⁾を設置しており〔東京府庁 1909：647〕、「苟モ本会ヲ観覽スル人ハ少ナクモ二回以上ハ必ラス此橋ヲ渡ラセルナク」とあるように、来場者の目につきやすい場所にあった〔東京府庁 1909：650〕。

東京府及び東京市が両者を選定した理由は明確ではないが、両像設置を報じた『東京朝日新聞』(明治40年(1907)4月26日付)には「模型日本橋の左右に飾付けらるべき東京創健者の像」として紹介されている〔朝日新聞社

1907]。同年刊の博覧会兼東京観光案内の秋谷梅之助『東京勸業博覧会案内』にも「左右両側欄干の中央に合せて太田道灌と徳川家康の立像を建設し右二人か今日の東京基礎を固めたる紀念」とあり〔秋谷 1907：40〕、東京の歴史を象徴する人物として対象になったのだろう。

そして博覧会会期（3月20日から7月31日）終了後、両像は東京府庁舎内に移設される。移設の経緯や意図は不明だが、『読売新聞』明治40年（1907）8月14日付によれば「東京勸業博覧会第一会場内なる模型日本橋欄干にありし太田道灌、徳川家康の乾漆製肖像は一昨日東京府庁の玄関内正面の階段上なる左右の石柱上に据付られたり」とある〔朝日新聞社 1907〕。

その後、『東京朝日新聞』大正9年（1920）1月1日付に、東京府庁に移設された両像は「其昔大江戸の創設の二大代表者として、余りに貧弱なるが為久しく問題となつて居た」ため、「過般府市の間に協議を遂げ新に等身の大銅像を作つて現在の場所に建設し、大玄関の装飾とする筈」とあるとおり〔朝日新聞社 1920a〕、銅像として作り直されることになった。『東京朝日新聞』大正9年（1920）6月12日付には、東京府と東京市で1万円の費用を折半して、大正8年（1919）12月以来、渡辺長男が製作に着手し大正9年（1920）6月11日から同25日まで取付工事を行い、同27日、阿部府知事、田尻市長、花井、加藤両議長、府市名誉職等出席で「帝都建設の恩人たる」道灌、家康両像の除幕式を行うとある〔朝日新聞社 1920b〕。

以上のように明治時代後期から大正時代における各事業から、東京府及び東京市は道灌を都市創始者的存在として捉えていたことがわかる。

2 贈位にみる国家と東京府及び東京市の偉人像

前節で検討したように、都市の歴史を振り返る中で道灌は象徴的な偉人として立ち現れたが、その偉人像は国家の想定するものとは異なるものであった。本節では大正時代に行われた贈位に関する国家と東京府及び東京市のやり取りから、その相違点を明らかにしたい。

大正7年（1918）、陸軍特別大演習に伴う贈位について、1府15県の129名が対象とされ11月18日に宮内省宗秩寮から公表された〔朝日新聞社

1918a]。その中に道灌も含まれており、同日付で正五位下から従三位に追陞されている [大蔵省印刷局 (編) 1918 : 370]。

それに先立ち、大正 7 年 (1918) 8 月 16 日、内務省から東京府知事・井上友一に対し「今秋陸軍特別大演習ニ際シ国家功勞者ニ対スル贈位ノ詮議可有之ニ付功勞最モ顯著ナル者御精選ノ上至急内申書御提出相来度」(内務省秘第 1871 号) として、贈位対象となる国家功勞者を選定の上、内申するよう指示があった。それを受け大正 7 年 (1918) 8 月 17 日、井上は東京市長・田尻稲次郎に対し「国家功勞者に対する贈位の件に付別紙の通り各区長へ通牒」(午官甲秘第 128 号) (史料 1) にて市内各区長に該当者を選定して内申するよう指示している。

道灌は子孫が本郷区内に居住していたこともあり、大正 7 年 (1918) 9 月 16 日付で本郷区長・見山正雅から東京府知事官房主事宛に「贈位ニ関シ午官甲秘第一二八号御通牒ノ件、左ノ者ハ該当ト認メ候間、可然御取計相成候様、致度、別紙調書送付候也」(史料 2) として、事蹟の調書を添付の上、道灌を該当者として上申している。

これを受け、東京府知事は大正 7 年 (1918) 9 月 25 日付で道灌を贈位の対象者に該当する人物として内務省に内申した。「大正七年大演習贈位書類」巻 1 にまとめられた東京府からの同年 10 月 5 日付の内申書 (史料 3) にはその功績を以下のようにしている (句読点は筆者追加)。

贈位ノ儀ニ付内申

故 正五位下太田持資

道灌ト号ス。康正二年大ニ土木ヲ起シ江戸ニ城砦ヲ築キテ之ニ居ル。持資ノ没後諸侯ノ領有ヲ経テ徳川ノ居城トナル。現今ノ東京市ハ実ニ持資ノ築城ニ基礎ヲ置ク。抑モ我東京市カ帝都トシテ將タ文化ノ中心トシテ世界雄邦ノ首都ト相並ンテ敢テ遜色ナキ殷盛ヲ極ムルニ至リタルハ、是レ道灌カ相地其宜シキヲ得タルニ因ルモノニシテ誰カ其ノ偉功ヲ嘆称セサルモノアラシヤ其功勞洵ニ顯著ナルモノト被認候条、特別之御詮議ヲ以位階追陞之御沙汰相成候様致度別紙調書相添此段及内申候也。

大正七年十月五日

東京府知事法学博士 井上友一 [印]

内務大臣床次竹二郎殿

なお、大正元年（1912）の陸軍特別大演習に際しても同年10月22日付「贈位之義内申」（子官癸秘第97号）により、東京府から同様に内申があり、この時は詮議の結果、対象外となっているが、その内申理由は以下のとおりとしている（史料4）。

故太田持資事蹟

故太田持資

康正二年太田持資大ニ土木ヲ起シテ武蔵国豊島郡江戸ニ城キ長祿元年落成ス是即チ今ノ江戸城ナリ持資ノ死後上杉、北條ノ領有ヲ経テ徳川ノ居城トナル現今ノ東京市ハ実ニ持資ノ築城ニ其ノ基礎ヲ置ク我東京市カ世界雄邦ノ帝都トシテ欧米列国ノ首都ト比肩シテ敢テ遜色ナキヲ得ルハ畢竟持資ノ相地其宜キヲ得タルニ由ルモノニシテ其功大ニ推称スヘキモノアリ

大正元年（1912）、大正7年（1918）のいずれにしても東京府及び東京市が内申した理由は江戸の地を選び、江戸城を築城したことが、当時、欧米列国の首都と遜色がない都市となった東京市の建設の契機となったことであり、「帝都」という天皇の権威に結び付けながらも、都市創始者的存在としての事蹟に主眼を置いていた。

そしてこの内申の詮議の結果、大正7年（1918）11月18日付で宮内省宗秩寮総裁から東京府知事宛に「右ノ通本日 宣下相成候条、各其向ヘ伝達方御取計有之度、位記並辞令ハ追テ可及回送候。外ニ故正五位下太田持資ヲ従三位ニ追陞セラレ其子孫ヘ伝達致シ候ニ付、御心得迄ニ申達候也」（史料5）（句読点は筆者追加）と通達があったが、その贈位理由は以下の策命文（史料6）にあるとおり東京府の内申したものと異なっていた。

天皇乃大命尔坐世正五位下太田持資乃墓前尔宣給波久止宣留
汝命亂禮多留代尔生出テ直久正志伎心乎以テ其主止志テ仕布留人
阿那々比輔氣関東乃國々乎平良氣久在良志米牟止計知テ志遂左利志加抒
其勤勞波稱倍都倍志又康正乃頃汝命賀美地止擇定米テ築伎固米志
城砦乃今志大宮所止成奴留縁故乎思保志食志其功績乎褒給布止爲テ今度
特尔
從三位乎贈良世給比位記乎授賜布是乎以テ神奈川縣知事正四位勲二等
有吉忠一乎差遣志テ如斯乃状乎宣給波久止宣留
大正七年十二月二十三日

策命文によれば国家にとっての贈位理由は「汝命亂禮多留代尔生出テ直久正志伎心乎以テ其主止志テ仕布留人阿那々比輔氣関東乃國々乎平良氣久在良志米牟止計知テ志遂左利志加抒其勤勞波稱倍都倍志」であり、関東の戦乱を平定することを志し尽くしたこと、そして「康正乃頃汝命賀美地止擇定米テ築伎固米志城砦乃今志大宮所止成奴留縁故乎思保志食志其功績乎褒給布止爲テ今度特尔從三位乎贈良世給比」、即ち築いた江戸城が大宮（皇居）となったこととしており、あくまで国家、天皇に貢献したことであって、都市の創建については触れていないのである。

3 東京市拡張と太田道灌公没後四百五十年祭

国家功労者として贈位された道灌だが、それを受けても東京府及び東京市にとっての偉人像は都市創始者的存在で一貫していた。

昭和7年(1932)10月1日、東京市は市域拡張により5郡82町村を編入し、15区から35区となった。当日中に東京市長・永田秀次郎は皇居に参内して天皇に報告している[朝日新聞社 1932a]。その後、同6日までに伊勢神宮、桃山御陵、多摩御陵に大東京実現の奉告を行った[朝日新聞社 1932b]。永田は翌7日に新市域20区の区役所を巡視しているが、それに先がけ本所区(現・墨田区)・法恩寺にある道灌の供養墓に参拝している。黒い幔幕で囲われた供養墓で黙祷した後、住職であり東京市会議員の新甫寛実から墓の由緒を説明された。

その永田の様子を『東京市公報』昭和7年（1932）10月11日付は「大東京が今日の如く発展する元を作つた道灌の墓石を感慨深く眺めた」と伝えている〔東京市 1932：1987-1988〕。翌年の昭和8年（1933）には大東京実現の祝賀を兼ねた東京市教育局主催の大東京史蹟展覧会が上野恩賜公園内東京自治会館で開催され、新市域に関する歴史遺物が展示されており〔東京市 1933：322〕、東京市が市域拡張を機として、歴史を社会教育に活用していたことがわかる。

その後、東京市により道灌の顕彰が大々的に行われたのは、昭和11年（1936）に道灌の命日にあたる7月26日を中心に開催された太田道灌公四百五十年祭であった。その記念号として発行された『東京市公報』号外（昭和11年（1936）7月26日付）には開催目的として「我が大東京の開祖、江戸城築造の恩人たる、太田道灌公の四百五十年の命日に相当するを以て、東京市に於ては公の遺徳を追慕し、永久に之を記念するため」としている〔東京市 1936：2〕。そして東京市役所が開催に合わせて発行した『太田道灌公』にはその偉人像が以下のように記されている。

広袤六里方人口六百万、今や世界第二の大都市たる東京は四百八十余年前道灌太田持資公の独力経営するところである。又畏くも皇居の地は実に公が非凡の才を以て堅壘を経始した所であつた。我が東京市開発の始祖として徳川家康と並称さるゝ公は啻に日本の孫呉たるのみならず又実に城下の開発、交易の保護経営、宿駅人馬の発達に力を竭した経世の偉材であり更に又民を撫し文をも解した平和の偉人であつた。乱世の英雄たり治世の偉人たる公なくしては我が東京は到底今日の大を為すに至らなかつたであらう。

[東京市役所 1936：1-2]

市域拡張により人口600万人を超えた世界第2位の都市であり、皇居の位置する東京市の「開発の始祖」としていることがわかる。さらに以下のように東京市は道灌を「市民の祖先」として位置付け、市民がみな崇拜して顕彰すべき対象として位置付けていた⁸⁾。

公苦心経営の跡は今の皇城を仰いで偲ぶべく、その鋭意努力を竭した公が都市開始の事蹟は今日大厦高樓軒を並べる大東京の繁華となつた。東京に住しその繁榮の賜を享けつゝある市民は、市民の祖先を崇ぶと俱に東京の創始者たる公の卓見と遺徳とを追懐敬慕しなくてはならぬ。

[東京市役所 1936 : 29-30]

[表] 太田道灌公四百五十年祭と付属する催事一覧

催事名		日時	会場
慰霊祭又は法要		7月26日 午前9時～	日枝神社
			洞昌院、法恩寺、五霊神社、妙義神社、大慈寺、静勝寺、平河天神、龍穩寺、建康寺、英勝院
記念講演会		7月26日 午後1時～	日比谷公会堂
道灌まつり		7月26日 午後6時～	日比谷公会堂
記念展覧会		7月23日から同31日	有栖川宮記念公園内郷土資料仮陳列館
道灌公史蹟見学会	市内班	7月25日	東京市内
	市外班	7月26日	神奈川県内

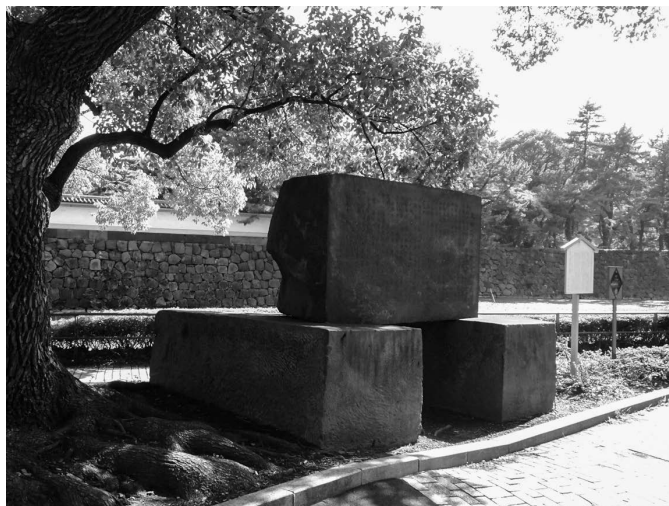
※[東京市 1936] より作成

太田道灌公四百五十年祭の催事は [表] のとおりである。いずれの催しも道灌の名を冠したり、道灌に関する内容となっており、その中心は7月26日に行われた東京市長・牛塚虎太郎、市会議長・森俊成を主催とする日枝神社での慰霊祭であった。これには道灌の子孫、東京府及び東京市関係者等750余人が出席している [東京市 1936 : 2]。同時にゆかりのある東京市、埼玉県、神奈川県の社寺10箇所で慰霊祭が行われ、東京市は祭祀料を贈り、そのうち東京市域にある静勝寺、法恩寺、妙義神社、神奈川県中郡域の五霊神社、大慈寺、洞昌院に市長代参を派遣した [東京市 1936 : 2]。当日は平川門付近に建設された記念碑「太田道灌公追慕之碑」の除幕式も行われている [図]。この碑は江戸城の石垣3個を組み合わせ、牛塚市長の碑文による道灌の事蹟が記されており、以下のように道灌を都市創始者的存在として結ぶ。

徳川氏ノ覇府ヲ経テ明治ノ 聖代ニ及ヒ畏クモ 皇居ヲ此ニ奠メラレ江
戸ハ東京ト改称セラレテ日二月ニ殷賑ヲ加ヘ今ヤ世界第二ノ大都市トナ

レリ是レ実ニ端ヲ公ノ築城ニ発シタルモノニシテ千古不朽ノ功業ナリト
謂フヘシ茲ニ公ノ四百五十年祭ヲ行フニ方リ碑ヲ旧城ノ辺ニ建テ市民ノ
永ク遺徳ヲ追頌スルニ資セントス

[東京市 1936 : 3]



〔図〕 昭和 11 年（1936）建設の「太田道灌追慕之碑」（2023 年、筆者撮影）

記念講演会は日比谷公会堂で行われ、中世史研究者・渡辺世祐が登壇し、余興として道灌を題材とした歌唱、琵琶弾奏、即席揮毫、箏と尺八の合奏曲及び坪内逍遙作の映画『道灌と欽皿』の上映が行われている [東京市 1936 : 2]。その後、日比谷公会堂で道灌まつりという催事が行われ、記念講演会で披露されたものと同内容の余興と、追加で童謡と舞踏、歌謡新曲、長唄、常磐津による構成であった [東京市 1936 : 2]。当日の招待券は、記念講演会のものは芝公園内にあった東京市教育局社会教育課で、道灌まつりのものは日比谷公園事務所で配布された [東京市 1936 : 2]。

記念展覧会は 7 月 23 日から同 31 日まで郷土資料仮陳列館（東京郷土資料陳列館）で開催され、道灌に関する絵画、拓本、写真、図表、図書等が出展された。そして遊覧自動車による道灌公史蹟見学会が 7 月 25 日に東京市内、

同 26 日に市外に分かれて実施された [東京市 1936 : 2]。市内は江戸城や道灌山を見ながら、日枝神社、石神井城址、静勝寺・稲付城址、法恩寺を巡った。定員は 100 名、参加費は 1 円であった [東京市 (編) 1936]。市外は大慈寺と道灌首塚、五霊神社、洞昌院と道灌墓、上杉館址、大山阿夫利神社という行程で定員は 100 名、参加費は 2 円 35 銭であった [東京市 1936 : 2]。市内班用に東京市設案内所が作成した『太田道灌公史蹟見学の栞』には「公が独力開発せられました東京市内に於ける公の史蹟を踏査見学して、偉大なる公の功績を追慕顕彰することは、市民として最も意義あることと信じて疑ひません」と記され [東京市設案内所 1936]、参加した市民にその意義を伝えている。

以上から太田道灌公四百五十年祭は東京市による慰霊を目的とした宗教的行事であるとともに、広く市民の参加を促す記念行事であったことがわかる。この中で東京府及び東京市としての偉人像は天皇への貢献を包摂しつつも、都市創始者的存在であることを強調しており、国家が示すものとは異なるものであった。

では 1900 年代から 1930 年代にかけて、なぜ東京府及び東京市は道灌を偉人視したのだろうか。それは同時代における東京市域の変容と顕在化した諸問題への対処と不可分と思われる。

4 偉人化の背景

同時代の東京市域は日露戦争を経て府内東部、西部の工業化の進展により、市域を超えた周辺への人口拡散が進み、郊外鉄道の建設がはじまる [上山 2016 : 7]。この都市拡張への対処として、大正 6 年 (1917) 以降、東京市内外交通調査会により東京駅を中心に半径 10 マイルからなる交通網整備が構想されており、関東大震災直前に「大東京」という都市概念が実態化したという [鈴木 2002 : 17-29]。そして内務省主導により、大正 9 年 (1920) に施行された都市計画法への取組みが活発化したことも相まって、震災後の人口移動を経て都市部と郊外を接続する鉄道網と電化の拡充が進んだことで [鈴木 2002 : 29-31]、明治 17 年 (1884) 以来の市区改正体制から都市計画法体制への転換を経た昭和 7 年 (1932) に東京市拡張が実現する。この市域拡張に伴

い東京市が現勢を市民向けに周知するために昭和7年（1932）に発行した『市域拡張記念大東京概観』の結語には以下のようにある。

市域拡張の実現を見た東京市は、これにより一挙にして其の面積を約六倍半し其の人口を約二倍半増加した。即ち市域拡張の完成に依つて東京市は、近代都市としての容相と、実質を拡充せしめる途は開かれ、大都市経営の重要な命題を一身に集中して独り我国に於ける都市行政上のみでなく、世界の注目と興味に値する地位を獲得したのである。今や大東京の外郭はこゝに完成を見たが今後は内部構造の整備内容の充実につとめねばならない。東京市の今後解決すべき問題は数多く存在してゐるが、最も重要な先決問題は都制の実施である。都制の獲得によつてのみ大東京は其の実を挙げることが出来ると言ふも過言ではない。抑々明治二十二年自治制の布かれた当時に於てさへ、東京市のやうな特別の大都市には特別の立法と特殊の制度を以つて、特別の待遇と特別の行政に当らねばならぬと言ふ議論が、時の元老院から持ち出されてゐた位である。その後四十余年間目覚しき国運の隆昌に伴つて、帝都としての東京市も亦躍然として世界の大都市に列したのである。

[東京市役所（編）1932：645]

当時の東京市は更なる自治権限の拡大となる都制実現の前段階として、市域拡張を位置付けていた。そして更なる都制実現に向けて以下のように市民に呼び掛ける。

今や大東京は生誕したが地域が広がり市民が殖えたばかりが能事ではない。大東京には帝都としての日本文化の中核ととして将又世界新文化の中心としての意義がなくてはならない。大東京の地位を思ひ使命を解して、愛市の大精神により五百万全市民は協力一致大東京の成に精進せねばならない。

[東京市役所（編）1932：645-646]

このように市域拡張に伴い愛市精神を育むにあたり、東京市が歴史を振り返る機会の中で道灌が立ち現れたのであろう。

そして東京市にとっては普通選挙制度による政治への大衆参加の時代を迎え、市会の浄化が課題であった。明治期以来、東京市会の疑獄は止まらず、昭和3年(1928)から昭和4年(1929)には板舟権問題、京成電車市内乗入、市営バス購入、江東青物市場使用料をめぐる汚職・買収事件が発生し、板舟権問題、京成電車市内乗入に関する疑獄では市議88名のうち、25名が逮捕・留置され市会の定員3分の2以上の出席が確保できず、昭和3年(1928)12月に内務大臣から解散を命じられる〔源川 2001:175-176〕。

初の普通選挙となった昭和4年(1929)3月の市会選挙を経てもなお、疑獄が発覚する中、昭和12年(1937)3月の東京市会議員選挙に向けて元内務官僚が主体となり、市民主導という形態の愛市運動により有権者のみならず社会各層に愛市精神の発揚と選挙粛清運動が展開されている〔源川 2001:176-179〕。この中で東京愛市聯盟は「童心を通じ選挙の浄化を図」ることを目的に日本画劇教育協会の協力により紙芝居「市を愛せ」を制作し、協会所属の紙芝居業者約2千人が連日街頭で公演したという。なお、ストーリーは小学校の教室で教師が愛市運動の説明をする場面から始まり、東京市の歴史を説明するものだが、その冒頭は道灌が武蔵野の広野原の中に江戸城を築城する物語であり〔東京愛市聯盟(編)1937:83〕、普通選挙粛清のための啓蒙に即した活動の中でも歴史上の人物として道灌が活用されていた。

ここまで検討したように、国家的力学が強く働いた贈位により国家や天皇に功績がある人物として偉人像が示されたにもかかわらず、東京府及び東京市は顕彰の際に都市創始者の存在という偉人像を一貫して選択していった。同時代の東京府及び東京市は地方自治体としての政治的・行政的な課題を抱えており、その問題解消の機会に、道灌の江戸城築城を都市の歴史的な象徴として捉え、活用していったのであろう。

IV ナショナルな価値観によりローカライズされた偉人像

1 道灌の贈位と策命式の開催

前章までは東京府及び東京市が当時の政治情勢や地方自治体としての課題解消という側面から、国家とは異なる地方自治体の目的に沿った偉人像を選択して、道灌の顕彰を行ったことを明らかにした。本章では神奈川県中郡域にある地方自治体での道灌の顕彰の諸相を例として、同じ人物であっても地方自治体の目的や取り巻く状況により異なった様相を呈することを明らかにする。

神奈川県中郡において近代に道灌の顕彰を行った高部屋村は明治22年(1889)に3村が合併して成立しており〔伊勢原市総務部市史編さん室(編)1987〕、現在は伊勢原市の一部にあたる。現在でも同村の旧域には道灌を開基とする洞昌院があり、文明18年(1486)に主君・上杉定正により殺害された後、この地に葬られたとされる墓所がある。また道灌の家臣たちを埋葬したと伝わる七人塚、道灌を一柱として祀る五霊神社が鎮座する等、関連する旧跡、伝承が残る。

先述したとおり大正7年(1918)、陸軍特別大演習に伴い道灌に従三位が贈位されるにあたり、同年12月23日に当地には策命使が派遣され策命式が実施された。『東京朝日新聞』大正7年(1918)12月7日付には、「当日は遺族なる子爵太田資業氏を初め家族等参列の上策命使有吉神奈川県知事は随員二名先駆後軀四名の警部を随へ何れも衣冠束帯にて策命文を持し儀式を行ふべく」とあり、子孫列席の元、神奈川県知事・有吉忠一が策命使として束帯姿で墓前に参っている〔朝日新聞社1918b〕。また『横浜貿易新報』大正7年(1918)12月25日付によれば、当日は降雪の中、策命式が執行された。高部屋村入口に大緑門(アーチ)を設け、策命使の通路を改修、沿道各戸には国旗を掲揚し、花火が絶えず打ち上がり、策命式には小学校生徒、青年団、軍人分会員、一般村民等が参列したという〔横浜貿易新報社1918b〕。

『横浜貿易新報』大正7年(1918)12月21日付には「来る廿三日策命使も

式挙行さるべき中郡高部屋村糟谷高見原洞昌院付近太田道灌卿の墳墓は予てより同地青年会員が旧跡保存の目的にて田中村長山口左一氏等の後援を得て寄付金を募り或は県費補助を仰ぎ二重の玉垣を造り大山街道までの道路を新設したるが」とあり〔横浜貿易新報社 1918c〕、高部屋村と青年会が神奈川県補助を得て玉垣、道路の整備を行ったとあるが、この事業は前年に完成されたものであった。

2 道灌の墓所整備事業と背景

前節で取り上げた『横浜貿易新報』大正7年（1918）12月21日付の記事内に後援者として名前が挙げられている山口左一は大正期から昭和初期に高部屋村村長や衆議院議員等を務めた人物である。その旧蔵資料を含む山口家文書の中には大正6年（1917）、神奈川県指導により道灌の墓所を整備して、同年4月4日に太田道灌古墳改修記念式を挙行したことがわかる史料がある。

式典では太田道灌古墳改修委員総代として山口が式辞を述べたようで、その内容を記した「太田道灌古墳改修記念式式辞」（史料7）には以下のようにある。

維持大正六年四月四日有吉神奈川県知事、武田中郡長、各町村長臨席ノ下ニ村民一同相会シテ太田道灌古墳改修記念式ヲ挙行ス。子委員ノ一員トシテ此ノ義挙ニ際シ此ノ盛典ニ與ルヲ得タルハ光栄トスル所ナリ。此ノ地元鎌倉両上杉氏ノ決戦地ニシテ扇ヶ谷定正ノ軍師太田持資入道道灌ノ寂滅ノ地タリ。爾来、星霜五百年、千古ノ英雄、徒ニ石ヲ戴キ苔蒸スニ委セ、只松籟野ノ往時ヲ語ルノミ。然リト雖モ英雄崇拜古墳保存ノ念ハ本村民ノ寸時モ忘ル、能ハザル所。屢々有志者相計リ之ガ改修ニ尽ス所アリ。幸ニシテ昨夏、有吉神奈川県知事視察ノ砌、大ニ助言セラル、アリ。

村民一同奮シテ此ノ議ニ賛シ協力全心私事ヲ抛チ奮励努力以テ此ノ工ヲ起シ日ヲ累ル六十有余日、一絲乱レズ終ニ竣工ノ義、果シ収ム固ヨリ未

ダ以テ完成ノ域ニ達シタリト云フベカラズ。絶大ノ功績ヲ挙ゲタリトモ認メズ、只村民一同ノ精神的活動ガ一面ニハ道灌ノ英靈ヲ慰メ一面ニハ社会教育ニ資スル所、多大ナリシヲ信ジテ疑ハザルナリ。一言以テ式辞トナス。

大正六年四月四日 太田道灌古墳改修委員総代 山口左一

村民が以前から、道灌の墓所に対して「英雄崇拜古墳保存ノ念」を抱いており、有志者が改修を計っていたところ、大正5年（1916）夏に有吉の視察があり、その助言により村民一同による整備事業が始まり、同6年（1917）に竣工したとある。ここでは有吉が有志の働きかけにより訪問したのか、また、何を助言したか不明だが、同時期に高部屋村を訪れたことがわかる史料として、平塚碑の碑文がある。

平塚市の地名の由来にもなっており、同市に所在する平塚は東国に下向途上に同地で没した高望王三女・政子を埋葬したと伝わる塚である。その傍らにある大正8年（1919）に有吉忠一撰文、猪瀬博愛書、徳川頼倫篆額により建設された平塚碑はその由緒を伝えている。裏面にある平塚町長・船津愛之助が同碑建設の経緯を記した「平塚碑小引」には「大正五年三月欧州大戦方酣時余来平塚参其町政越八月陪県知事有吉閣下諸中郡阿夫利神社帰途掃高部屋邨太田道灌塋域知事慨其荒廢説史蹟所以不可不保存者也至矣余亦嗟嘆不能禁焉」とあり、同年3月に平塚町長に就任した船津が、同年8月に有吉に随行して阿夫利神社を訪問し、その帰りに高部屋村にある道灌の墓所に立寄ったところ、有吉がその荒廢を嘆き史蹟保存について説いたとある。ここでも高部屋村に立寄った経緯や目的は判然としないが、高部屋村側が示す「有吉神奈川県知事視察ノ砌」はこのときのことであろう。

大正6年（1917）の洞昌院での式典は有吉、中郡長・武田巖作、各町村長、村民一同が参列していることから盛大に行われたことがわかる。ただし、道灌の人物像は「星霜五百年、千古ノ英雄、徒ニ石ヲ戴キ苔蒸スニ委セ、只松籟野ノ往時ヲ語ルノミ」とあるのみで具体的ではない。やはりその式典で高部屋村青年会長・三浦英蔵が読み上げたと思われる「（太田道灌顕彰文）」（史

料8)には、その人物像は「入道は上杉修理大夫定正の重臣にして文武の両道に秀で世に諸葛武侯を以て称せらる扇ヶ谷の封邑固より山の内に及ばざること遠し然れとも相比肩して其勢力を維持し家声を失墜せざりし所次のものは入道輔翼の功に負ふところ大なりとす」とあるのみで当地とのゆかりを示す逸話や偉人像は見られない。しかし住民は「入道の霊瑩我が郷村に在り郷人久しく其才徳を景慕」していたという。

太田道灌古墳改修委員の構成は不明だが、式典で太田道灌古墳改修委員総代で元村長の原政吉が読み上げた「太田道灌古墳改修工事報告」(史料9)によれば、大正6年(1917)2月1日に村内で整備事業を決議し、洞昌院を事務所として、高部屋村村長・田中安太郎、同寺住職・大矢仁道を主幹とし10名で太田道灌古墳改修委員を構成したという。墓所に続く道路の拡張、墓所周囲に四ツ目垣、二重玉垣を廻らせ、巨石と大樹を設置する等、着工から60余日をかけて同年3月2日に竣工している。作業要員は合計1752人、費用は合計2000円を超えており、神奈川県からの補助額は不明であるが⁹⁾、多大な労力と費用を費やしている。同様に式典で読み上げられた洞昌院前住職・安達育雄の「謝辞」(史料10)には史蹟保存に関する国家的な情勢について「而シテ世運益々隆盛ノ域ニ達スルト俱ニ亦名勝ニ杖ヲ曳キ或ハ古旧英勇ノ古墳趾蹟ヲ探知セントセラル、ノ士亦実ニ少カラス隋テ歴史ノ存スル名勝古跡ハ年々歳々各地ニ開発セラレテ荘嚴美観ノ盛栄ヲ極メツ、アルノ今日ニアラスヤ」と意識していたとし、「去レバ時勢ニ鑑ミ野柄曩キニ同志相謀リ爰ニ存在セル皇国唯一ノ霊場タル故太田道灌入寂ノ古蹟ヲシテ世ニ発揚センコトヲ欲シツ、アリキ」といい、ゆかりのある道灌の旧跡も時勢に乗り、世に広く示すことを洞昌院と同村の同志が図ったとする。安達前住職の意思を多分に含む内容だが、この時点では村内に墓所がある歴史上の人物ではあるものの、同村として、また神奈川県としても同地と関連した偉人像はあまり意識されていないように見える。

3 贈位を機としたゆかりの地の意識醸成

高部屋村による道灌の墓所整備事業で見られた「英雄崇拜古墳保存ノ念」、

「才徳を景慕」する意識はどこから生じたものであろうか。これに関連するものとして、高部屋村子易に住んでいた鵜川磯吉（白峯）による道灌の伝記出版がある。その自序によると、高部屋村の地で没した文武兼備で「武士道の充実せる英雄傑士」である道灌の墓所の荒廃に驚いたことを刊行の動機としており、さらに以下の目的があるとする。

予は武士道鼓吹者として将た道灌崇拜者として広く道灌の事蹟を江湖に訴へ以て武士道の發展を期すると共に此廢頽したる道灌の古墳を隆盛ならしめ又以て道灌の靈を慰めんと欲し茲に小冊を纂し名つけて「道灌」とす幸に一読の榮を得ば道灌も又地下に瞑せん乎

[鵜川 1910]

鵜川の思想的背景は不明だが道灌の事蹟を世に広めることで、武士道の發展を期するため、墓所を整備したいとある。明治44年（1911）に結成された高部屋村青年会の「高部屋村青年会一覧表」（史料11）によれば、村内の5支部24区（小字ごとに設定）のうち、上粕屋第一支部の8区（子易）の賛助員として鵜川の名が記されており、青年会をはじめ村内に一定の影響があったものと思われる。当時の社会教育の一端を担った青年会の性格を考えれば、鵜川による道灌の伝記出版は大正6年（1917）の墓所の整備事業に繋がった可能性がある。なお鵜川は道灌の事蹟について、江戸城築城を第一に挙げ、「彼れ道灌が江戸城を相する実に一世の大業たりしなり、其築城法の巧妙なる、現世の名将をして又舌を巻かしむとは信なる哉今や道灌の相せし江戸城の地は如何、吾が帝国の中央部にして内政外交皆之れより出て商工業又之れより發揚す」と東京の發展に繋がったものとし [鵜川 1910: 44-45]、「維新に至るや、畏くも 聖上皇帝の宮都とせられ、百般の事業は皆此地より四散し今や世界の大都として算せらるゝに至る」として天皇との繋がりを記している [鵜川 1910: 45]。これは先述した同時期の学校教科書や桜井一義の著作と類似する内容であり、同時代において一定の知名度がある事蹟であったと思われるが、これらは高部屋村以外のできごとである。そのため高部屋村

にとって道灌のゆかりは没した地でしかないことから、大正6年（1917）時点で同村の有力者は、国家に貢献した偉人の墓所整備事業を行うことに意義を見出しているものの、東京府及び東京市のような地域に関連した偉人像は抱いていなかった。

しかし前節で取り上げた大正7年（1918）の贈位に伴う策命書を契機として、明らかに道灌の墓所に対する取扱いに変化が見られる。現在、洞昌院の道灌の墓所付近には大正13年（1924）に竣工したことを機に建設された太田道灌公霊蹟保存会建設の「復旧記念碑」がある。その銘文によれば大正12年（1923）の関東大震災と同13年（1924）の丹沢地震により、洞昌院内が「境内建造物悉ク倒潰破損」したため、「此ノ時ニ当リ村内ノ諸士及ヒ青年ハ道灌ケ偉徳ヲ慕ヒ全力ヲ尽シ復興ノ実ヲ挙ケ茲ニ霊地ノ莊嚴旧ニ復スルヲ得タリ」とあり、組織的に破損した墓所を修復したことがわかる。

また、同地には大正15年（1926）に高部屋村旧蹟保存会が建設した「太田道灌公霊地」と表題のある標柱があり、さらに同年に旧掛川（松尾）藩の太田家当主・太田資業に選文、書及び題額を依頼した「贈位記念之碑」がある。これらが贈位から8年経過して建設された経緯は不明であるが、「贈位記念之碑」の碑文に「今茲丙寅三月旧蹟保存会欲建碑於墓側以伝其事余喜情意殷厚謹録梗概如此」とあり、旧蹟保存会が企図して子孫に碑文等の作成を依頼している。この碑文には道灌の事蹟として「勅曰汝稟生干乱世能輔其主将平定関左諸州雖志未遂而勲績足以称焉且圻地築城今則為皇城其功寧可没哉」と、関東における戦乱の平定に尽力したこと、築城の地が現在の皇居となったことを挙げているが、これは贈位の理由でもあり策命文で示された国家への功績と同じである。

これらの「旧蹟保存会」と大正6年（1917）頃に活動した太田道灌古墳改修委員の関係は不明だが、構成員は村内有力者や青年会に所属する者と思われる、一定の連続性はあるだろう。そして先述した山口家文書には横濱興信銀行から山口左一の息子にあたる山口左右平あてに太田道灌公墓地保存会名義の定期預金に関する書類として「(太田道灌公墓地保存会の定期預金満期につき)」(昭和18年(1943)、公益財団法人雨岳文庫所蔵)、「定期預金証書」(昭

和 21 年（1946）、公益財団法人雨岳文庫所蔵）が残されており、大正期から昭和 20 年代にかけて高部屋村の有志で墓所の保存活動があったことがわかる。高部屋村内では贈位の後、明らかに道灌とのゆかりを意識する傾向が顕著になったといえよう。

このように、高部屋村では贈位前から漠然と認知されていた国家功労者とのゆかりが、大正 6 年（1917）の神奈川県による指導とその後の贈位を契機として国家とのつながりの元に明確化されたこと、墓所が国家との繋がりを示す重要な装置として機能したことから、高部屋村の村政に関わる有力者を中心としてナショナルな価値観に沿った偉人像が受け入れられていったものと思われる。

おわりに

ここで本稿の議論を総括したい。道灌を偉人視し顕彰する地方自治体の事業について、東京府及び東京市の場合、日本橋架橋事業における橋上装飾としての道灌像建設に始まり、東京府庁舎玄関への銅像設置、東京市拡張実現時の市長の供養墓訪問、太田道灌公没後四百五十年祭というように、当時抱えていた課題解消を図る過程において、都市創始者的存在として顕彰してきた。国家により国家功労者として贈位対象となった後も、それとは異なる理由による偉人像を選択していた。他方で、神奈川県中郡高部屋村の場合、上位地方自治体の指導による旧跡保存事業を通じて有力者を中心に墓所の保存運動が起こり、贈位後は国家功労者の墓所がある地としてのゆかりの意識を強めていった。このように当時の地方自治体は、その取り巻く環境により、地方自治体の目的に応じてナショナルな価値観とは異なる理由から偉人視していくこともあったが、国家により示された偉人像に迎合して、ゆかりの地として国家との繋がりを見出していくこともあった。地方自治体は、いわばナショナルな影響力を行使する立場にも、ローカルな意思を具現化する立場にもなり得る存在であり、且つ、公と私を媒介する中間的存在だったと言える。

そして念頭に置かなければならないのは社会教育との関連であろう。高部屋村の事例においては青年会活動による影響が伺え、東京市においても同市役所が太田道灌公四百五十年祭に合わせて発行した『太田道灌公』に「昭和十一年七月二十六日は公逝して正に四百五十年の忌日に相当する。茲に公の事績及び東京市開発の経始を略述して郷士の偉人を顕彰し以て風教育化の一助たらしめんと欲するものである」という一文があることから「東京市役所 1936: 2」、同時代の教育界や地方自治体において展開された郷土教育が基底のひとつとなったことは明らかである¹⁰⁾。本稿では触れなかったが戦前・戦後における東京市、高部屋村の道灌の顕彰を概観すると、郷土史研究グループに所属する地方自治体職員、学校教員、研究者が携わっている。当時の社会教育を念頭におきつつ、これらの背景を持つ個人や集団が地方自治体による偉人の顕彰に携わっていることも見逃せない。

現代でも歴史上の人物を偉人視すること、またそれに付随する表象行為が多様な背景を持つ人々により、歴史実践のひとつとして国家や地方自治体の事業に依拠して行われたり、あるいは観光資源化、教育資源化されたりする動向が見られる。そういった中で地方自治体はどのような役割を期待されているのか、本稿で取り上げた戦前期までの事例で見られたような特徴は見られるのか、今後も考察を深めていきたい。

注

- 1) 明治時代以降の教科書制度を概観すると、各学校で使用されていた教科書は、明治 19 年 (1886) 5 月の教科用図書検定条例以降に小学校教科書が検定制になり、明治 36 年 (1903) 小学校令改正により主要教科が国定制となる。昭和 18 年 (1943) 以降は中学校も国定制となり、昭和 22 年 (1947) の検定制まで続いている (文部科学省ホームページより)。
- 2) 明治 23 年 (1890) の『古今遊戯雑談』第 5 冊によれば、太田道灌氏建碑事務所の発起人に名を連ねる高谷磯次郎、中村康太郎は江戸会会員である [遊戯雑談社 1890: 8]。江戸会は元水戸藩士で弘道館助教、大蔵省官吏、東京府地理史編纂総修、皇典講習所講師、慶應義塾大学部講師等を歴任した小宮山綏介が洋学批判と旧慣・法研究のために明治 22 年 (1889) 設立したもので、『江戸会雑誌』を発行していたが、その活動は江戸懐古的な趣向を含んでいる (慶應義塾経済学部経済学会ホームページより)。『東京日日新聞』明治 23 年 (1890) 5 月

22日付に掲載された建碑の趣意書には賛成者66名が記されており、その構成は旧掛川（松尾）藩主の太田資美をはじめとした子孫、元大名の華族、神祇行政関係者、国学者、漢学者等であり、この中には小中村清矩、重野安経等の教科書編纂に携わった人物も含まれていた。そして、『東京朝日新聞』明治23年（1890）2月8日付に掲載された「太田道灌記念碑建設予告」には建設位置を日暮里・妙隆寺境内とし、碑文選者を陸軍大学教官兼参謀本部編纂官・横井忠直、篆額を元老院議員・黒田清綱、碑書は書家・日下部東作に依頼していることから『朝日新聞社1890』、子孫や江戸会に止まらない賛助を得た建設計画であった。太田家の中で生まれた顕彰碑建設がどのような過程で江戸会とつながり、計画が具体化したかは不明であるが、明治23年（1890）に江戸・東京の基礎を築いた人物として顕彰する機運があったことがわかる。

- 3) 桜井は歴史家ではなく、その経歴の詳細は不明だが、巻末の「謝意を表す」には「本書を著するに際し、史料を与へられたるは、勝海舟田口鼎軒嶋野殿吾及牧田義雄等の諸先生なり。為めに著述上、大に利便を得たるを多謝す。」とあり、勝海舟、田口卯吉等に資料提供を得たとある〔桜井1897〕。
- 4) 当初計画では明治39年（1906）度より起工し、同41年（1908）度に竣工する予定であったが、「種々の事故」により明治41年（1908）12月15日に起工され、同44年（1911）3月31日に竣工している〔東京市日本橋区役所（編）1916：53〕。
- 5) その妻木は後に日下部からの要請を受け、柱上の装飾物の設計考案を担当することになり〔妻木1911：144-145〕、最終的に東京市橋脚課設計、東京美術学校の製作による〔津田1911：171〕、青銅を用いた花形飾燈を設けた燈柱、東京市紀章を持つ獅子面、榎の葉を花輪の如くかけた松樹、麒麟を配している〔妻木1911：146-147〕。
- 6) 明治40年（1907）、東京勸業博覧会に合わせて東京市役所から刊行された『東京勸業博覧会案内』に同会開催の発端ついて記されている。それによれば明治23年（1890）4月の第3回内国勸業博覧会以来、東京市で同様の催しが開催されていないことから、「東京市の有志者は之を以て末代帝国の首都に於ける教育学芸の進歩、実業の発達等を十分に表象する能はざるを遺憾とし、博覧会の開設を唱道」したためだという〔東京市役所市史編纂係1907（編）：3-4〕。
- 7) この両像は東京美術学校に製作を依頼された乾漆像であり、原型を高村光雲、白井雨山、黒岩淡哉が製作、唐杉梧竹が乾漆を担当している〔絵画叢誌発行所1907：11〕。
- 8) 明治40年代以降、道徳教育へ一定の影響を果たした国民道徳論の議論の中で、国家功労者を公祖とする祖先崇拜の概念が指摘されており〔矢野2005：28-31〕、本事例もこれに類似している。
- 9) 高部屋村と同時期に神奈川県による補助があった史蹟保存の事例として、中郡東秦野村の源実朝の首塚の保存事業がある。『横浜貿易新報』大正7年（1918）12月6日付によれば当年

春以降、県の補助と村費千数百円を投じて首塚の周囲に玉垣、石段を設け、道路の改修を行うとともに、有吉知事の篆額による記念碑を建設して翌年3月に実朝公七百年祭を施行するとある〔横浜貿易新報社 1918a〕。神奈川県会の記録によると県では大正4年（1915）の次年度予算として計上された名勝旧跡保存補助費2000円と皇室から下賜された1000円を基に、大正6年（1917）3月に特別会計として名勝旧跡保存基金を設立。大正8年（1919）及び同9年（1920）に各1500円を組入れ、県下名勝史蹟の保存助成に活用している〔神奈川県議会議務局（編）1956：472、708〕。高部屋村と東秦野村の事業の補助がこの予算から支出されたか不明であり、贈位を見越していた政策ではないが、当時の県政において史蹟名勝天然記念物保存法成立（大正8年（1919））以前から従来の古社寺保存法とは異なる動向があったことがわかる。

- 10) 1930年代の郷土史教育を見ると、文部省主導の官製郷土教育の実践が行われた時期であり、昭和5年（1930）度、同6年（1931）度に文部省は各師範学校に郷土研究施設費を公布し、師範学校規程地理科に「地方研究」を導入したことで、教育界で郷土教育が盛んに提唱されている。それは郷土に関する知識観念を付与し、愛郷心、愛国心を涵養するもので、特に恐慌により疲弊した農村を再建自力更生の精神を生む方途として主張されたことに特徴があるという〔伊藤 1998：9-10〕。

参考文献

秋谷梅之助

1907『東京勸業博覧会案内』精行社出版部

朝日新聞社

1890『東京朝日新聞』第1554号（明治23年（1890）2月8日付）

朝日新聞社

1907『東京朝日新聞』第7924号（明治40年（1907）4月26日付）

朝日新聞社

1918a『東京朝日新聞』第11641号（大正7年（1918）11月19日付）

朝日新聞社

1918b『東京朝日新聞』第11659号（大正7年（1918）12月7日付）

朝日新聞社

1920a『東京朝日新聞』第12045号（大正9年（1920）1月1日付）

朝日新聞社

1920b『東京朝日新聞』第12208号（大正9年（1920）6月12日付）

朝日新聞社

1932a『東京朝日新聞』第16679号（昭和7年（1932）10月2日付）

朝日新聞社

1932b『東京朝日新聞』第16684号（昭和7年（1932）10月7日付）

伊勢原市総務部市史編さん室

1987『伊勢原市の変遷』伊勢原市総務部市史編さん室編『伊勢原市史資料所在目録』1 伊勢原市伊勢原市歴史解説アドバイザー第1期生第4班（編）

2014『第15回太田道灌の集い—道灌の歴史とロマン文化の集い—』第15回太田道灌の集い実行委員会

市田雅崇

2012『新田義貞をめぐる歴史叙述と顕彰運動—新田神社の別格官幣社昇格運動を中心として—』由谷裕哉（編）『郷土再考—新たな郷土研究を目指して—』角川学芸出版

伊藤純郎

1998『郷土教育運動研究の視点』思文閣出版

井野瀬久美恵

1999『忘却が記憶を成立させる—「かたち」の選択とその多様化をめぐる—』阿部安成、小関隆、見市雅俊、光永雅明、森村敏己（編）『記憶のかたち—メモレイションの文化史—』柏書房

上山和雄

2016『シンポジウム「首都と首都圏」開催の経過と主旨』『年報首都圏史研究』第5号

鶴川磯吉

1910『道灌』相州鎌倉史蹟研究会

及川祥平

2017『偉人崇拜の民俗学』勉誠出版

大蔵省印刷局（編）

1918『官報』第1889号、大正7年（1918）11月19日付

大島建彦

2010『紅皿塚の縁起』『西郊民俗』第213号

絵画叢誌発行所

1907『絵画叢誌』第238号

会通雑誌社

1890『祭祀政教』『会通雑誌』第143号

神奈川県議会事務局（編）

1956『神奈川県会史』第4巻、神奈川県議会

日下部辨二郎

1911『新日本橋』日本橋記念誌発行所（編）『日本橋記念誌』

久保勇（編）

- 2018 『千葉氏』と市民に関する研究—近現代の「千葉氏」の受容をめぐる— 千葉市・千葉大学
- 小池清
1891 『通俗修身談』 共同出版社
- 小関隆
1999 「コメモレイションの文化史のために」阿部安成、小関隆、見市雅俊、光永雅明、森村敏己
(編) 『記憶のかたち—コメモレイションの文化史—』 柏書房
- 斎藤月岑 (市古夏生、鈴木健一 (校))
1997 『新訂江戸名所図会』 筑摩書房
- 桜井一義
1897 『太田道灌』 明治書院
- 鈴木勇一郎
2002 「『大東京』概念の形成と国鉄の動向」大西比呂志、梅田定宏 (編) 『『大東京』空間の政治史—1920～1930年代—』 日本経済評論社
- 長南伸治
2009 「清河八郎の顕彰—贈位決定までの過程を中心に—」『明治維新史研究』 第6号
- 塚原靖 (撰)
1886 『女子読本』 卷5 金港堂
- 津田信夫
1911 「橋上装飾の製作」日本橋記念誌発行所 (編) 『日本橋記念誌』
- 妻木頼黄
1911 「新日本橋の装飾」日本橋記念誌発行所 (編) 『日本橋記念誌』
- 手島仁
2006 「新田義貞公挙兵六百年祭の史的考察」『群馬県立歴史博物館紀要』 第27号
東京愛市聯盟 (編)
1937 『東京に於ける愛市運動』 東京愛市聯盟残務処理所
- 東京市
1932 『東京市公報』 昭和7年 (1932) 10月11日付
- 東京市
1933 『東京市公報』 昭和8年 (1933) 2月23日付
- 東京市
1936 『東京市公報』 号外 (太田道灌公四百五十年祭記念号) (昭和11年 (1936) 7月26日付)
東京市設案内所
1936 『太田道灌公史蹟見学の栞』

東京市日本橋区役所（編）

1916『日本橋区史』第1冊

東京市役所（編）

1932『市域拡張記念大東京概観』

東京市役所

1936『太田道灌公』

東京市役所市史編纂係（編）

1907『東京勸業博覧会案内』裳華房

東京府庁

1909『東京勸業博覧会事務報告』下巻

南摩綱紀（編）

1872『内国史略』巻之5 羽峰書屋

南摩綱紀（編）

1874『内地誌略』巻之1 羽峰書屋

羽賀祥二

1998『史蹟論—19世紀日本の地域社会と歴史意識—』名古屋大学出版会

源川真希

2001『選挙粛清と都市政治—1937年東京市会議員選挙における「愛市運動」—』

同『近現代日本の地域政治構造—大正デモクラシーの崩壊と普選体制の確立—』日本経済評論社

文部省

1910『高等少学読本』巻1

矢野敬一

2005『祖先と記憶をめぐる政治と知の編成—国民道徳論と柳田国男—』同（編）『浮遊する「記憶」』青弓社

山泰幸

2009『神になった偉人—人物記念と地域表象—』『追憶する社会—神と死霊の表象史—』新曜社

山本和明

2023『へ七重八重花は咲けども…—「太田道灌雄飛録」にみる物語化の〈論理〉—』同『近世後期江戸小説論攷』勉誠出版

遊戯雑談社

1890『古今遊戯雑談』第5冊

横浜貿易新報社

1918a『横浜貿易新報』大正7年（1918）12月6日付（第6374号）

横浜貿易新報社

1918b『横浜貿易新報』第6393号（大正7年（1918）12月25日付）
横浜貿易新報社

1918c『横浜貿易新報』第6389号（大正7年（1918）12月21日付）
読売新聞社

1890a『読売新聞』明治23年（1890）5月22日付
読売新聞社

1890b『読売新聞』明治23年（1890）5月23日付

ウェブサイト

慶応義塾経済学部慶応義塾経済学会、Bibliographical Database of Keio Economists

<http://bdke.econ.keio.ac.jp/psninfo.php?sPsnID=12>（2025.10.17 参照）

文部科学省ホームページ白書・統計・出版物、文部省1981『学制百年史』（5 国定教科書制度の成立）

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317624.htm（2025.10.17 参照）

史料

（史料1）「国家功労者に対する贈位の件に付別紙の通り各区長へ通牒」（午官甲秘第128号）、大正7年（1918）8月17日付、東京都公文書館所蔵

（史料2）「（贈位該当者の上申）」より「通牒位階追陞故太田持資」、大正7年（1918）9月16日、東京都公文書館所蔵

（史料3）「大正七年大演習贈位書類」巻1、大正7年（1918）、国立公文書館所蔵

（史料4）「贈位内申書」（内務省秘第352号）、大正元年（1912）、国立公文書館所蔵、国立公文書館デジタルアーカイブス

<https://www.digital.archives.go.jp/img/3251770>（2025.10.17 参照）

（史料5）「（宮内省宗秩寮総裁から東京府知事宛、贈位宣下の通知）」「贈位正五位故松崎復・正五位故下條通春・正五位 故川崎定孝・正五位 故中村貞太郎・正五位 故平野富二・従三位 太田持資」、大正7年（1918）11月18日付、東京都公文書館所蔵

（史料6）「策命文（写）」、大正7年（1918）12月23日、公益財団法人雨岳文庫所蔵

（史料7）「太田道灌古墳改修記念式式辞」、大正6年（1917）、公益財団法人雨岳文庫所蔵

（史料8）「（太田道灌顕彰文）」、大正6年（1917）、公益財団法人雨岳文庫所蔵

（史料9）「太田道灌古墳改修工事報告」大正6年（1917）、公益財団法人雨岳文庫所蔵

（史料10）「謝辞」大正6年（1917）、公益財団法人雨岳文庫所蔵

（史料11）「高部屋村青年会一覧表」、明治44年（1911）、公益財団法人雨岳文庫所蔵